

つながり隊伝言板サービス利用規約

中国ブロードバンドサービス株式会社（以下「当社」といいます）が提供する情報配信サービス「つながり隊伝言板サービス」（以下「本サービス」といいます）については、以下に定める「つながり隊伝言板サービス利用規約」（以下「本規約」といいます）、並びに当社が作成する「放送利用申込書」（以下「申込書」といいます）その他別途当社が定める利用条件等に定める内容が適用されます。

第1条（規約の適用等）

当社は、本規約を定め、これに基づき本サービスを提供するものとし、本サービスを利用する方（本サービスの利用を希望する方を含め、以下「利用者」といいます）は、本規約の定めに従い、本サービスを利用するものとし、なお、本規約と申込書その他別途当社が定める利用条件等に定める内容が相違する場合、本規約の内容を優先して適用します。

- 利用者は、本規約の内容を確認の上、本規約の内容を誠実に遵守し、本サービスを利用するものとします。
- 利用者は、本サービスを円滑に提供するための当社からの要請に誠実に従うものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、当社の独自の判断に基づき、本規約を変更できるものとします。この場合、利用料その他の本サービスの提供条件は、変更後の本規約に従うものとします。

- 当社は、本規約の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社指定のホームページに変更後の規約を掲示します。

第3条（本サービスの内容等）

本サービスは、以下の主たるサービス及びオプションサービス、その他サービスから構成されます。なお、各サービス内容の詳細及び利用手順等については、別途当社が作成するサービス利用案内に定めます。

主たるサービスの名称	サービス内容
つながり隊伝言板	文字データ及び音声データの情報を配信するサービス

オプションサービスの名称	サービス内容
データ入力サービス	利用者が発信する情報を、当社がデータ化するサービス
データ集計サービス	情報の配信後に、情報の配信先の返信等の状況を集計し、情報の発信元に通知するサービス
画像添付サービス	配信する情報に画像データを付加して配信するサービス

その他サービスの名称	サービス内容
グループ登録サービス	特定の配信先をグループとして登録するサービス
お得な回数券サービス	割引価格で配信サービスを利用できるサービス

2. 情報配信を行なう情報についての市内、グループの区別についての定義は、以下のとおりとします。

市内、グループの区別	市内、グループの定義
市内	安芸高田市内6町、又は吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町より選択した配信先(複数町選択可)
グループ	グループ登録サービスの利用により、グループ化された特定の配信先

第4条 (本サービスの利用申込)

利用者は、本規約の内容を十分に確認し内容を承諾の上、申込書に必要事項を全て記入し、当社指定の窓口を持参或いはFAXまたは別途当社が指定する電子メールアドレスに発信する方法により申込書を当社に提出し、本サービスの利用申込を行うものとします。なお、利用者は、本サービスの利用申込にあたり、必ず、利用者が本サービスを利用して発信する情報（以下「発信情報」といいます）の発信元となる発信者及び連絡先を指定するものとします。

2. 当社は、利用者が本サービスの利用申込みを行った場合、利用者が本規約の内容を理解し、異議なく承諾したものとみなし、利用者による本サービスの利用申込みの処理を行うものとします。

3. 利用者は、本サービスを利用する場合、発信情報を電子化した原稿データ（以下「原稿データ」といいます）を、放送日を含む5日前の17:00までに、別途当社が定める電子メールアドレスに発信する方法で当社に提出するものとします。

4. 当社は、本サービスの利用申込をした利用者から申込書を受領した場合、必要な事務手続を行い、本規約の内容に違反、または違反するおそれがある場合、その他当社が利用申込を承諾することが適切ではないと判断する場合（利用者が提出した申込書に虚偽の内容が記載されている場合、その他本サービスに関する当社の業務の遂行上不適切と判断する場合を含む）を除き、当社が申込書を受領した順番に従い、利用者からの利用申込を承諾するものとします。

5. 本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます）は、当社が利用者からの利用申込を承諾したときに成立し、本サービスの提供の完了をもって終了とします。

第5条 (本サービス利用上の注意事項)

利用者は、利用契約の成立後において、利用者が申込書に記載した内容の変更（発信情報の内容の変更を含む）を行なうことはできません。

2. 本サービスは当社が独自に利用者に対して提供するサービスとなります。

第6条 (本サービス利用上の禁止事項)

利用者は、社会的に問題となりうる行為、犯罪行為等の違法行為、第三者の誹謗中傷等の迷惑行為、その他公序良俗に反する行為を行う目的をもって、本サービスを利用しないものとします。

2. 利用者は、当社による本サービスの提供に損害を及ぼし、または及ぼしうる行為を行なわないものとします。

第7条 (利用料等)

利用者は、別途当社が定める料金表に従い、利用する本サービスの利用料（以下「利用料」といいます）を、別途当社が定める方法により支払うものとします。なお、当社は、利用料の支払いが確認できるまで、利用契約にかかる本サービスの提供を停止できるものとします。

2. 利用者が本サービス利用前に回数券等として当社が定める利用料を支払った場合、当社は、本サービス利用の有無に関わらず、原則返金を行わないものとします。

第8条 (メンテナンス)

当社は、本サービスの提供を行なう上で必要に応じ、本サービスの提供に供する電気通信機器または設備等の保守またはメンテナンス（以下「メンテナンス等」といいます）を行います。

2. 当社は、メンテナンス等を行なう場合、利用者に対して事前に通知を行うことなく、本サービスの提供を停止または中断する場合があります。

第9条 (本サービスの変更、休止または廃止等)

当社は、当社独自の事業運営上の判断に基づき、本サービスについての内容変更、並びに本サービスの全部または一部についての休止または廃止等を行うことができます。

第10条 (本サービスの提供の停止または制限)

当社は、本規約に定めるほか、次の事由が発生した場合、利用者には何らの通知等を行うことなく、本サービスの提供を停止または制限することができます。

- (1) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止した場合
- (2) 本サービスの提供に供する電気通信サービスに障害が発生した場合
- (3) 火災、停電等の事故により本サービスの提供が不可能となった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱等の人的要因により本サービスの提供が不可能となった場合
- (5) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供が不可能となった場合
- (6) 司法、行政からの法令上の要請に基づく場合
- (7) 前各号に定めるほか運用上または技術上、当社が本サービスの提供を停止または制限することが必要であると判断した場合

2. 前項に定める事由により本サービスの提供を停止または制限した場合であっても、当社は、利用料の返金その他何らの責任も負わないものとします。

第11条 (免責事項)

当社は、利用契約に基づき当社が配信した情報の内容について、何らの責任も負わないものとします。また、当社は、当社の責めに帰さざる事由により、発信情報が配信されなかったことにより、利用者または第三者に何らかの損害が生じた場合であっても、当該損害等について賠償その他の責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスを提供するにあたり、発信情報についての適切性、妥当性、有用性、真実性等についての審査、検討等を行う責任を負いません。なお、利用者から当社に提出された発信情報等に事実と反する等の誤り、またはその内容に不相当等があり、当社が当該発信情報等を配信したことにより、当社が第三者から異議・苦情等を受け、また第三者との間でトラブル等の紛争、障害等が発生した場合、当社は、直ちにその状況を利用者に報告するものとし、利用者は、直ちに自らの責任において当該事象を解決すると共に、当社が何らかの損害を被った場合、当社が被った損害の全てを当社に賠償するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用を通じて発生した第三者との紛争等に関して、何らの責任も負いません。なお、利用者は、当社が発信情報に関して第三者からのクレーム等の申出を受けた場合、または発信情報に起因するトラブル等が発生した場合、自らの責任によってその全てを解決し当社に対して何ら迷惑をかけないことはもちろん、当該トラブルによって、当社が何らかの損害を被った場合、当社が被った損害の全てを当社に賠償するものとします。
4. 利用者は、発信情報が第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証し、万一当該保証に違反し、自らのみならず当社が第三者から異議・苦情等を受け、また第三者との間でトラブル等の紛争、障害等が発生した場合、速やかに、当該事象の全てを自らの責任において解決するものとします。
5. 前各項の定めにかかわらず、当社が利用者何らかの賠償責任を負うこととなった場合、当社は、損害発生の直接の原因となった利用契約に基づき、利用者が当社に支払った利用料相当額を上限として、その責任を負担します。

第 12 条（損害賠償）

利用者は、本規約に違反したことにより当社が何らかの損害を被った場合、当社が被った損害を賠償するものとします。

第 13 条（利用契約に基づく権利義務の譲渡等）

利用者は利用契約上の地位またはこれに基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を、事前に当社の書面による承諾がない限り、第三者へ譲渡もしくは貸与等を行わないものとします。

第 14 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に必要な場合、本サービスの提供にかかる業務の全部または一部を、当社の指定する第三者に委託できるものとします。

第 15 条（秘密保持義務）

利用者及び当社は、利用契約の履行に基づき知り得た合理的な判断に基づく相手方の秘密情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます）の取扱いについて次の定めを遵守するものとします。

- (1) 秘密情報を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (2) 秘密情報を利用契約の履行以外の目的に使用、複製、改変等しないものとし、利用契約を履行するために知る必要のある自らの役員、従業員、職員その他の関係者以外の第三者に開示しないこと。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものについては、個人情報を除き、秘密情報の対象から除外します。
- (1) 相手方から開示を受けた際に、既に自ら知得していたもの
 - (2) 相手方から開示を受けた際に、既に公知であったもの
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、自らの責によらず公知になったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず入手したもの
 - (5) 相手方から開示された秘密情報によらず独自に開発したもの
 - (6) 官公庁若しくは法令の要請に基づき開示する義務を負うもの（但し、当該要求を受けた当事者は、

止むを得ない場合を除き、直ちに相手方に通知し、相手方が必要な措置を講じる機会を設けるものとします。)

第 16 条（発信情報にかかる権利）

発信情報に関する著作権その他の知的財産権は、法令の定めに従い、当該情報に関する正当な権限を有する権利者に帰属するものとし、当該情報に関する正当な権限を有する権利者の許諾を得ることなく、複製、出版、放送、その他これに類する行為等を行わず、第三者をして行わせてもならないものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除及び表明）

利用者及び当社は、自らが次の各号のいずれにも該当し、また将来にわたってもこれを維持することを表明及び保証します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと

(3) 反社会的勢力に資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係にないこと

(4) 反社会的勢力と社会的に非難される関係にないこと

2. 利用者及び当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証します。

(1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

第 18 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、利用者が、前条または第 6 条に違反していると判断した場合、直ちに、利用契約を解除できるものとします。

2. 前項に基づき当社が利用契約を解除した場合、当社は、利用料の返金その他何らの責任も負わないものとします。

第 19 条（存続条項）

利用契約が終了した場合であっても第 1 条第 1 項、第 4 条第 2 項及び第 5 項、第 5 条、第 7 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条から第 16 条、第 18 条第 2 項、本条、第 20 条乃至 22 条の定めは、なお有効に存続するものとします。ただし、第 15 条に定める秘密情報（個人情報を除く）の秘密保持義務については、本契約終了後 3 年間とします。

第 20 条（利用契約終了後の措置）

当社は、利用契約が終了した場合、利用者が当社に提出した配信情報を当社の判断に基づき、いつ

でも破棄できるものとし、利用契約終了後においては、配信情報について何らの義務も負わないもの
とします。

2. 当社は、前項により配信情報を破棄することにより利用者が何らかの損害を被った場合といえども、
何らの責任も負わないものとしします。

第 21 条（合意管轄）

本規約に関する解釈及び利用契約に関して利用者と当社との間で、何らかの紛争が生じた場合、広
島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（協議）

利用者及び当社は、本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合または取り決めのない事項について、
信義に基づき誠実に協議を行い、その解決にあたるものとしします。なお、利用者は、当該協議を行な
う場合、以下の問い合わせ窓口連絡するものとしします。

【お問い合わせ窓口】

中国ブロードバンドサービス株式会社

〒739-1101 広島県安芸高田市甲田町高田原 2500 甲田支所 2 階

お太助フォン番号	99-5500
050IP 電話	050-5535-5500
NTT 番号	0826-45-7017
FAX	0826-45-7018
電子メールアドレス	housou-irai@cbbs.jp

以上

制定日・適用日 2014 年 11 月 1 日

改定日・適用日 2016 年 8 月 1 日